

支部記事

福井工業会東海支部総会開く

戦争、続いて敗戦、復興への努力、著しい回転の渦巻の内にたえて久しい旧交を何日の時期にかと誰しも思い乍らも、仲々日常の雑務に追われて、その機会もな

きままに打過ぎ、各科夫々には連絡がありつつも大同団結の総会を持ち得ず今日迄過ぎました。
先づ東海地区繊維工業会でも、ここ数年來の懸案であ

つた処から、増谷（紡昭二卒）中尾（機昭五卒）伊代（建昭六卒）横江（紡昭八卒）の四名が中尾氏の事務所に集まり協議した結果各科共その意向が充分あるため、取り敢えず十月八日各科のおもだつた方々の参加を願ひ総会開催の準備をすることとした。準備会では各科代表十八名が集まり、発起人及び代表、並びに開催日時場所、招集の方法等を定めて総会の開催に歩み切つた。

総会は十一月二十七日午前十一時より名古屋テレビ塔東愛知文化講堂地下食堂にて開催、先づ古式にのっとり、増谷忠男氏より発起人総代として、今日に至つた経過及び総会開催の主旨、支部結成の要旨等について挨拶があり、続いて石田鏡太郎氏を議長に選び、福井大学工業会東海支部規約の審議及び支部役員を選出し議事を終了、竹内福井大学工業会理事長の祝辞があり、更に吉田喜一先生、若杉専太先生より夫々來賓として祝辞を賜り一応儀式を終り、昼食を共にしながら懇親、懇談会に移り、最後に万才を三唱して盛況の裡に終了することが出来た。

当日は、來臨として曩の吉田生、若杉先生、竹内理事長御三名、会員百十七名計二百名の参加にて戦後復活、第一回として予想外の好評にて今後少くも年に一回は開催するよう役員の努力を要請せられました。参加者の内には、同窓会名簿に居所不明の方々も多数ありましたので本部へは支部名簿を送付しておきましたのでここに掲載を省略致させていただきます。
(写真下は東海支部総会)

東海地区繊維工業会春の例会開く

昭和三十五年四月三日、二村喜八氏（昭五卒）のきも入りにて、愛知県三河湾にのぞむ景勝の地、蒲郡三谷温泉の松風園に於て、東海地区の繊維工業関係に在職する同窓生による春の例会を開催した。
当日は京都より遙々若杉先生の御臨席を得一日を楽しく旧交を温めつつ酒をくみかわし盛況裡に終了することが出来た。
なお参加者は次の通り、敬称省略、（ ）内卒業科年増谷忠男（紡昭二）岩出義三（染昭四）池田文夫（紡



昭五)夏目貞治(同前)二
村喜八(同前)内田芳男(同前)
紡昭六)越野実(紡昭八)

三田村表一(同前)横江劍
一(同前)橋本嘉志(染昭
八)伊藤博(染昭九)黒坂



(東海地区繊維工業会)

備庫也(染昭一〇)山田武
(紡昭一一)庵原邦(紡昭一
一三)筒井若一郎(紡昭一
二)加藤昌比朗(紡昭二〇
)若林健一(機昭二二)奥
山良英(機昭二三)吉川照
男(染昭二五)倉内浩一(紡
昭二九)長坂忠雄(同前

芝原平蔵(紡昭三一)杉
浦和三郎(同前)中永輝雄
(同前)田島行博(紡昭三
四)宮島弘明(紡昭三五)
更に秋には各科を叫合して
福井工業会東海支部の総会
を開催しよう、強き要望
があり、千々に散会した。

福井大学工業会東海支部規約

第一章 総則

第一条 本会は福井大学工業会東海支部と称し、会員相互の親睦を図り、本部及び他支部並に母校との緊密な連繋の下に会員の向上発展に寄与することを目的とする。

第二条 本会は愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県、福井大学工業会会員をもつて組織する。

第三条 本会の事務所は名古屋市内に置く。

第四条 本規約に定めなき事項は役員会にはかり会長が決する。本規約の改廃は総会の議決による。

第二章 事業

第五条 本会は第一条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1. 会員相互の親睦のための懇親会の開催
- 2. 本部並びに他支部との

連絡

3. 母校との連絡

4. その他本会の目的達成のために必要な事業

第三章 会員

第六条 本会の会員を次の二種とする。

1. 正会員 本会の地区内に在職又は在住する福井大学工業会の正会員

2. 特別会員 本会の地区内に在職又は在住する福井大学工業会の特別会員

第七条 前条の資格を有し

たものは自動的に会員となり、資格を喪失した時は自動的に退会したものとみなす。

第四章 役員

第八条 本会に次の役員を置き、役員は二年とし重任を妨げない。

- 支部長 一名
- 副支部長 若干名

委員 若干名

内若干名を常任とする。

監事 若干名

第九条 委員及び監事は総会に於て正会員中より選出する。

支部長、副支部長は委員の互選とし、常任委員は支部長が委員中より委嘱する。

第十条 支部長は本会を代表し会務を総理する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時は予め定めた順位によりこれを代行する。委員は重要事項を審議し、常任委員は会務を処理する。監事は会計を監査する。

第五章 会議

第十一条 会議を分けて総会と役員会とし、総会は概ね年一回、役員会は必要に応じて開催する。会議の招集は支部長が行う

第十二条 会議の議決は出席者の過半数をもつて決する。緊急又は軽易な事項は書面議決によることが出る。

第十三条 支部長が必要と認める時は本会に部会を設けることが出来る。

第十四条 本会の経費は、各事業毎に徴収する会費及び寄附金、その他の雑収入により、本会を維持するための經常の会費は徴収しない。

第十五条 本会の経理は毎事業毎に決算を行い、益金を生じた場合は維持費として積立て、損金を生じた場合は積立金を充当し、更に不足を生じた場合は次回に於て填補する。

第十六条 本会の年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。